

さくら路利活用事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 月
たつの市
都市政策部都市計画課

目次

1	目的	1
2	事業内容及び対象施設	1
3	使用料について	1
4	選定方法	2
5	参加資格	2
6	参加手続等	2
7	施設見学会	3
8	本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答方法	4
9	参加表明書の提出	4
10	プロポーザル参加資格の確認	5
11	企画提案書の提出方法	6
12	企画提案書の評価及び評価基準	6
13	企画提案書等の無効及び参加資格の喪失	8
14	管理許可の手続	8
15	その他の留意事項	8

さくら路利活用事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、龍野公園内に、たつの市（以下「市」という。）が設置する公園施設「さくら路（旧用途、観光売店）」（以下「当該施設」という。）について、その有効活用、賑わいの創出及び地域活性化を目的として、公募型プロポーザル方式により、管理候補者を特定するため必要な事項を定めるものである。

2 事業内容及び対象施設

(1) 事業名

さくら路利活用事業

(2) 事業内容

さくら路（龍野公園内施設）の利活用

(3) 使用の形態

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定に基づき、市が、さくら路を利活用しようとする者（以下「事業者」という。）に本公園施設の管理を許可する。

(4) 公園施設管理許可期間

許可期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

許可期間には開設準備及び原状回復のための期間を含む。

許可期間が終了する年度内に、次期事業者を選定するため再度公募を行うものとする。

(5) 対象施設

施設名 さくら路

所在地 兵庫県たつの市龍野町下霞城69番地1（龍野公園内）

建物 157.54m²（平成2年建築、木造、平屋建）

敷地面積 277.54m²

利用状況 令和6年7月より閉鎖中。

その他 電気、上下水道の引込みあり。LPGガス、電話、インターネットなし。

当該施設は、現状有姿での貸付けとし、その他の機器、備品、工作物、樹木等を含む。

3 使用料について

(1) 使用料

年額 633,840円（消費税及び地方消費税を含む。）

月額 52,820円（消費税及び地方消費税を含む。）

※使用料の額は、たつの市都市公園条例（平成17年条例第136号）第12条第1項の規定によるものとする。

※使用料の納入方法は、原則として、年払いとする。市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入するものとする。なお、特段の事情があり、市が認める場合は、月払いできるものとする。

※許可期間中に使用料の改定があった場合は、改定後の使用料によるものとする。

(2) 光熱水費等

使用料とは別に、電気、ガス、上下水道代、電話料金等営業に伴う諸費用は、全て事業者の負担とする。

4 選定方法

本プロポーザルは、公園利用者のニーズに応じた具体的なサービスやアイデア等の知識を有する民間事業者等からの提案を広く公募し、プレゼンテーションにより、提案内容を評価するプロポーザル方式によって管理許可候補者を特定する。特定した管理許可候補者と協議し、管理許可候補者が公園施設の管理許可申請書を提出し、市で審査を行った上で管理許可書を交付する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本実施要領に定める事項を了承した上で、誠実に履行できる者
- (2) 提出された書類の記載事項に虚偽がない者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。
- (5) たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成24年告示第1号）第3条に規定する入札参加排除措置を受けていない者
- (6) 公告日から契約締結日までに、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (8) たつの市入札参加資格制限基準（平成17年告示第93号）に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (9) 提案内容が都市公園法第2条第2項に規定する公園施設（飲食店、売店等）の範囲内での利用である者
- (10) 市が実施する施設見学会に参加した者

6 参加手続等

(1) 担当部署

たつの市都市政策部都市計画課都市整備係

兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

電話：0791-64-3164

E-mail：toshikeikaku@city.tatsuno.lg.jp

(2) 本プロポーザルのスケジュール

実施要領等の公表	令和8年 1月13日(火)
施設見学会	令和8年 1月22日(木)
質問書受付期間	令和8年 1月13日(火)から 同年 1月26日(月)まで
質問書に対する回答日	令和8年 1月29日(木)
参加表明書の受付期間	令和8年 1月29日(木)から 同年 2月 4日(水)まで
参加資格確認結果の通知	令和8年 2月16日(月)
企画提案書の受付期間	令和8年 2月16日(月)から 同年 2月26日(木)まで
プレゼンテーション	令和8年 3月上旬
審査結果通知	令和8年 3月中旬

(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和8年1月13日(火)から令和8年2月4日(水)午後5時まで

イ 配布場所

6(1)の担当部署で配布

※市のホームページからダウンロード可能

7 施設見学会

当該施設は現状有姿での貸付けとするため、応募者自身において必ず現地の状況を確認すること。従って、施設見学会への参加は必須とする。なお、施設見学会は1応募60分以内とする。

(1) 開催日

令和8年1月22日(木)午前10時から

6(1)の担当部署にて時間の割振りを行うものとする。

(2) 開催場所

さくら路

(3) 参加人数

1団体当たり3人以内

(4) 申込期日

令和8年1月20日(火)午後5時まで

(5) 申込方法

施設見学を希望する者は、施設見学会参加申込書(様式2)に必要事項を記入し、郵送又は電子メールで6(1)の担当部署に提出すること。

なお、提出後は、担当部署に電話連絡により到着確認を行うこと。

※到着確認は、土曜日及び日曜日を除く。

8 本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答方法

(1) 受付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月26日（月）午後5時まで

(2) 提出場所

6（1）の担当部署

(3) 提出方法

質問事項、氏名（法人の場合は、会社名と担当者名）、連絡先を記載した質問書（様式は任意）を電子メールで6（1）の担当部署に提出すること。

なお、提出後は、担当部署に電話連絡により到着確認を行うこと。

※到着確認は、土曜日及び日曜日を除く。

(4) 回答予定日

令和8年1月29日（木）

(5) 回答方法

質問に対する回答は、全質問を取りまとめ、市のホームページに掲載する。

なお、再質問は一切受け付けないものとする。

(6) 注意事項

質問への回答をもって、本実施要領、仕様書等を補足・修正したものとする。

9 参加表明書の提出

(1) 受付期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月4日（水）午後5時まで

（郵送の場合は2月4日（水）午後5時必着）

(2) 提出場所

6（1）の担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（たつの市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第2条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は参加表明者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

i 法人の場合

次のア～ケの書類を作成し、各1部を提出すること

エ及びオについては、提出日の3か月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。

ア 参加表明書（様式1）

代表者印について、契約権限の委任を受けている場合は支店代表者等の印を押印すること。以下の様式も同様とする。（押印の省略は可とする。ただし、押印を省略する場合は、下部に担当者名及び電話番号を必ず記載すること。）

イ 民間事業者概要調書（様式7）

- ウ 直近3年分の財務諸表（直近3年で事業実績がある場合）
- エ 履歴事項全部証明書
- オ 完納証明書（次のいずれも納税義務がある場合は提出すること）
 - ・市町村が発行する「市町村民税の完納証明書」
 - ・都道府県が発行する「都道府県民税の完納証明書」
 - ・税務署が発行する「所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことの証明書
 - ・たつの市、兵庫県以外の自治体に事業所が所在している法人は当該所在地の自治体で発行された完納証明書
- カ 労働保険、社会保険の加入を確認できる書類（各保険料領収書の写し等）
- キ 誓約書（様式3）
- ク 役員等調書及び照会承諾書（様式4）
- ケ 提案事業に必要な資格、許認可を有する場合は、当該資格、許認可を有していることが確認できるもの（写しでも可とする。）

ii 個人の場合

- 次のア～カの書類を作成し、各1部を提出すること
ウ及びエについては、提出日の3か月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。
- ア 参加表明書（様式1）
(押印の省略は可とする。ただし、押印を省略する場合は、下部に担当者名及び電話番号を必ず記載すること。)
 - イ 確定申告書（直近3年分）
 - ウ 住民票抄本
 - エ 完納証明書（次のいずれも納税義務がある場合は提出すること）
 - ・市町村が発行する「市町村民税の完納証明書」
 - ・都道府県が発行する「都道府県民税の完納証明書」
 - ・税務署が発行する「所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことの証明書
 - オ 誓約書（様式3）
 - カ 提案事業に必要な資格、許認可を有する場合は、当該資格、許認可を有していることが確認できるもの（写しでも可とする。）

10 プロポーザル参加資格の確認

9で提出された参加表明書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知 令和8年2月16日（月）

参加表明者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加表明者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加表明者が1者の場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

イ 参加表明者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

11 企画提案書の提出方法

(1) 受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月26日（木）午後5時まで

（郵送の場合は2月26日（木）午後5時必着）

(2) 提出場所

6（1）の担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（たつの市の休日を定める条例第2条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

なお、提出後は、6（1）の担当部署に電話連絡により到着確認を行うこと。

※到着確認は、土曜日及び日曜日を除く。

(4) 提出書類

ア 企画提案書提出書（様式5）

イ 企画提案書（様式6）

(5) 提出部数 7部

(6) 提出書類に関する事項

ア 用紙サイズはA4版とすること。ただし、A3版の折込みは可とすること

イ 印刷は片面印刷とすること

ウ 文字サイズは11ポイント以上とすること

エ 左側2穴綴じとし、各頁に通し番号を記載すること

オ フラットファイル、バインダー、紐綴じ等簡易な綴じ方とすること

カ ホチキス止め、インデックス等による装飾のないものを提出すること

12 企画提案書の評価及び評価基準

さくら路利活用事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行う。

(1) 審査及び評価方法

本事業の管理許可候補者の選定は、審査委員会において、評価項目に基づき、プレゼンテーションにより行う。

(2) プrezentation

ア プrezentationの時間は、提案事業者説明20分以内、質疑10分程度とする。

イ 提案事業者側のプレゼンテーションへの出席者は、3名以内とする。

ウ プrezentationの順番は、市が企画提案書を受け付けた順番とする。

エ プrezentationに参加しなかった者は、候補者となる意思がないものとして、辞退したものとみなす。

(3) 評価項目

企画提案書等の記載内容に関し、次に掲げる評価項目により審査を行う。

No.	評価項目	評価の主なポイント	配点
1	運営方針	運営方針やコンセプトが明確であるか。	5
2	類似事業の実績	事業者のこれまでの経営実績や経営基盤から、安定した経営が可能であると見込むことができるか。	5
3	事業計画	事業計画は具体的かつ実現可能なものか。	5
4	資金計画	現に経営業務に従事しているなど、経営に対する相当の資力を有していると認められるか。また、事業計画を実現するための資金計画は明確であるか。	5
5	組織体制、人員の配置	提案事業に必要な組織体制、人員の配置が適正であるか。	5
6	賑わいへの貢献	利用しやすい雰囲気づくりに努め、公園の施設として魅力あるものになっているか。	5
7	衛生管理及び安全管理	衛生管理・安全管理が適切に行えるか。	5
8	利用者サービス	利用者へのサービスの充実が図られているか。	5
9	地域資源の活用	地域資源や地場産業の活用による地域貢献等できるか。相乗効果が期待できるか。	5
10	仕様書以外の有益な提案	仕様書以外の有益な提案がされているか	5
合 計			50

(4) 基準評価点

審査対象項目は、次の表に則って点数化する。

評価区分	配点
優れている	5
やや優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

(5) 管理許可候補者の選定

ア 審査委員会委員の評価点(各50点満点)の合計評価点が高い順に順位を決定する。合計評価点が同点の場合は、審査委員会において審議し、上位を決定する。

イ 順位が1位の参加者を優先交渉権者、2位の参加者を次点交渉権者とする。

ただし、評価の内容により、本業務の実施が困難であると審査委員会が決定した参加者は、次点交渉権者として選定しない。

ウ 応募者が1者であっても、参加資格要件を満たしていれば、審査委員会を開催し、管理許可候補者の選定を行う。

ただし、合計評価点が満点の6割未満となった場合は、優先交渉権者として選定しないものとする。

(6) 審査結果の通知

令和8年3月中旬に企画提案者全員に審査結果を通知する。

なお、特定者に対する通知は、審査の結果、優先交渉権者として特定された事実を通知するものであり、管理許可を決定したものではない。

(7) 審査結果の公表

企画提案者数、企画提案者名、審査結果、評価点については、協議成立後に市のホームページで公表する。ただし、公表に当たっては、選定されなかった企画提案者と評価点が結びつかないよう個別具体的に対応する。2者以上の場合、評価点は1位のみ公表するものとする。

(8) 非選定者に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して10日以内に書面（様式は任意）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。

（ア）6（1）の担当部署

（イ）受付時間 午前8時30分から午後5時まで

13 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

（1）提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）評価及び審査の公平性を害する行為があった場合

（4）本要領5に示す参加資格を欠くこととなった場合

（5）その他市の指示に違反する場合

14 管理許可の手続

（1）本事業は、市と優先交渉権者で協議が成立した上で、優先交渉権者が公園施設の管理許可申請書を市に提出し、審査して許可書発行を決定するものとする。

（2）市と優先交渉権者で協議が成立しなかった場合又は13企画提案書等の無効及び参加資格の喪失に該当すると認められた場合は、審査により順位付けられた次順位者と協議を行うものとする。

15 その他の留意事項

- (1) 事業の実績がある場合は、日本国内の事業の実績をもって判断するものとする。
- (2) 参加表明書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達、遅配を原因とする場合は、参加表明者に不利益が生じたとしても本市は責任を負わないものとする。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加表明者又は企画提案者の負担とする。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その企画提案者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加表明者又は企画提案者が負うものとする。
- (8) 提出された参加表明書及び企画提案書は、管理許可候補者の選定以外に参加表明者又は企画提案者に無断で使用しないものとする。なお、選定に必要な範囲において複製することがある。
- (9) 参加表明者又は企画提案者は、複数の参加表明書及び企画提案書を提出することはできないものとする。
- (10) 提出された参加表明書及び企画提案書の差替及び再提出は認めないものとする。
- (11) 本プロポーザルを実施するに当たり、提出された企画提案書等は、たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）（以下「条例」という。）の規定に基づき情報公開の対象とする。ただし、情報公開の対応は、管理許可を決定後とする。
- (12) 参加表明者又は企画提案者及びその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合は、失格とすることがある。
- (13) 本事業は、プロポーザル方式により管理許可候補者を特定するものであるため、具体的な事業内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、市との協議に基づいて決定するものとする。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更管理許可を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加表明者又は企画提案者に対して市は一切の責任を負わないものとする。
- (16) 参加表明者又は企画提案者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (17) この実施要領に定めるもののほか都市公園法、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、たつの市都市公園条例、たつの市都市公園条例施行規則（平成17年規則第115号）、その他関係法令等の定めるところによるものとする。